



2 経営第 3385 号  
令和 3 年 3 月 30 日

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

農地売買等支援事業実施要綱の一部改正について

農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今後とも本事業の円滑かつ適正な実施につき御配慮をお願いする。

なお、貴局管内各県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切に指導していただくようお願いする。

以上、命により通知する。



○「農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知）」一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
農地売買等支援事業実施要綱	農地売買等支援事業実施要綱
第 1 〔略〕	第 1 〔略〕
第 2 本事業の実施主体 本事業の実施主体は、次の 1～3 のとおりとする。 1 第 4 の 1 の(5)及び 2 の事業は、旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。第 4 の 1 の(1)において「基盤強化法等の一部改正法」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）とする。 2・3 〔略〕	第 2 本事業の実施主体 本事業の実施主体は、次の 1～3 のとおりとする。 1 第 4 の 1 の(5)及び 2 の事業は、旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。第 4 の 1 の(5)において「基盤強化法等の一部改正法」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）とする 2・3 〔略〕
第 3 〔略〕	第 3 〔略〕
第 4 本事業の内容 1 担い手支援タイプの事業 農地中間管理機構等は、認定農業者（基盤強化法第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、特定農業法人（基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）、認定就農者（基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、基本構想水準到達農業者（基盤強化法第 6 条第 1 項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をいう。以下同じ。）又は中心経営体（人・農地プラン（ <u>農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）第 2 の人・農地プラン</u> ）に位置づけられた今後の地域の中心となる経営体をいう。）に対して農用地等（基盤強化法第 4 条第 1 項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）	第 4 本事業の内容 1 担い手支援タイプの事業 農地中間管理機構等は、認定農業者（基盤強化法第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、特定農業法人（基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）、認定就農者（基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、基本構想水準到達農業者（基盤強化法第 6 条第 1 項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をいう。以下同じ。）又は中心経営体（人・農地プラン（ <u>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の人・農地プラン</u> ）に位置づけられた今後の地域の中心となる経営体をいう。）に対して農用地等（基盤強化法第 4 条第 1 項に規定する農用地等をいう。以

の集積を図るために次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 農用地等売渡事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業（基盤強化法等の一部改正法による改正前の基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）により農用地等及び農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第10条第2号に規定する農業用施設をいう。）その他経営局長が別に定めるもの（以下「農業用施設等」という。）の買入れ、交換、売渡し、一時貸付け又は一時貸付けを行った後の売渡しを行うものとする。

(2)～(4) [略]

(5) 農用地等貸付事業

旧農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業により農用地等の貸付けを行うものとする。

2・3 [略]

第6～第9 [略]

第10 本事業の実施期間

1 [略]

2 第4の1の担い手支援タイプの事業のうち(1)から(4)までの事業の実施期間は令和3年度から令和7年度までとする。

3 [略]

4 第4の3の事業により金融機関から新たに資金を調達する期間は、令和3年度から令和7年度までとする。ただし、当該事業の実施期間は、支援法人が農地中間管理機構等に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとする。

第11～第13 [略]

附 則

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

下同じ。）の集積を図るために次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 農用地等売渡事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業により農用地等及び農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第10条第2号に規定する農業用施設をいう。）その他経営局長が別に定めるもの（以下「農業用施設等」という。）の買入れ、交換、売渡し、一時貸付け又は一時貸付けを行った後の売渡しを行うものとする。

(2)～(4) [略]

(5) 農用地等貸付事業

旧農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業（基盤強化法等の一部改正法による改正前の基盤強化法（「旧基盤強化法」という。以下同じ。）第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）により農用地等の貸付けを行うものとする。

2・3 [略]

第6～第9 [略]

第10 本事業の実施期間

1 [略]

2 第4の1の担い手支援タイプの事業のうち(1)から(4)までの事業の実施期間は平成28年度から令和2年度までとする。

3 [略]

4 第4の3の事業により金融機関から新たに資金を調達する期間は、平成28年度から令和2年度までとする。ただし、当該事業の実施期間は、支援法人が農地中間管理機構等に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとする。

第11～第13 [略]